

わくわく だより



2月に入り、春を感じる事が多くなりました。それでも、真冬の厳しい寒さの日もあつたりと、体調管理が大変です。

毎日さまざまなニュースが流れてきますが、情報番組を見ていろいろな角度からわかりやすく報道されていると感心します。1月に「外食チェーン店の廃棄食品の横流し」の問題が話題となりました。産廃業者の横流しが原因ですが、日本の食料自給率「食品ロス」の話まで話題が広がりました。「食品ロス」は、まだ食べられるのに捨てられている食べ物です。日本では年間500~800万トン、1人1日おにぎり1~2個の食べ物が捨てられているのが現状とのこと。また、それにもなって賞味期限と消費期限にも触れられており、冷蔵庫を過信している私には、ありがたい情報でした。冷蔵庫をチェックし、おが家から食品ロスを出さないためにも、買い過ぎに注意したいと思いました。(売買:大和田)



ワンポイント

【消費期限と賞味期限】

「消費期限」と「賞味期限」は食品によって使い分けられています。それぞれの意味を紹介します。(農林水産省ホームページより)

消費期限	<ul style="list-style-type: none"> お弁当や洋生菓子等長くは保存がきかない食品に表示してあります。 開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存した時に食べても安全な期限を示しています。消費期限内に食べるようにしましょう。
-------------	--

賞味期限	<ul style="list-style-type: none"> ハム・ソーセージやスナック菓子、缶詰など冷蔵や常温で保存がきく食品に表示してあります。 開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存した時においしく食べられる期限を示しています。賞味期限内においしく食べましょう。ただし、賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限りません。
-------------	--

※いづれも、一度開封したものは、表示されている期限にかかわらず早めに食べるようにしましょう。表示されている期限は、開封後も保証されているわけではありません。

ひとくちメモ



『平成28年度税制改正①』

昨年12月、平成28年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回、空家に係る譲渡所得の特別控除の特例と三世同居改修工事に係る特例が新設されました。その中の空家に係る譲渡所得の特例について説明致します。

◆空家に係る譲渡所得の特例

一定の要件を満たすことにより空家の実家を売却した際に、譲渡所得から3,000万円の控除の適用を受けることができます。特例の適用期間は、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、以下の要件を満たす譲渡をした場合に適用を受けることができるというものです。但し、当該相続の時から当該相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する12月31日までにしたものに限りします。

【適用要件】

- ①相続の開始直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋であること。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く。)
- ③相続開始直前に被相続人以外に居住していた者がいなかったもの。(被相続人が一人住まいであったこと。)
- ④譲渡対価が1億円以下であること。
- ⑤相続の時から譲渡の時までに、事業・貸付け・居住の用に供されていたことがないこと。
- ⑥譲渡の時に地震に対する安全性に係る規定またはこれに準ずる基準に適合するものであること。
- ⑦当該家屋(上記⑤を満たすものに限る)を除去し、敷地のみを譲渡する場合。

※特例の適用を受けるには確定申告が必要であり、要件を満たすことの確認する書類の添付が必要になります。また、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置を講ずることとされています。

【無料進呈中】知らないで損をする!

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

~不動産取引って、分からない事が多すぎませんか?~

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。

引っ越し 住宅ローン 税金 自己資金 資金計画

この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。ニヤンとなく お家探しはサービス1番の当社へ

TEL 0246 (27) 0331